

保険証の更新

保険証（国民健康保険被保険者証）は、毎年更新されるもので、本年も三月三十一日をもって更新されます。

新しい保険証は、昨年同様、郵送にて四月一日には届くよう三月二十八日頃発送します。

しかしながら、大勢のなかには住民票を都留市におき、実際には住んでいない方もいますので、全ての国保世帯に送付できません。

なお、特別な理由がある場合は、郵送いたします。

そこで、国保税の完納世帯（平成六年度国保税第五期までを完納している世帯）を対象に、郵送させていただきます。

なお、特別な理由がある場合は、郵送いたします。

※ 納期を忘れていたりして、国保税を納めていない方は、できるだけ早く、納めていただくようお願いします。

また、保険税を納める意志はあるても、災害にあったり、失業や病気などの事情で、どうしても納付が困難な方もおられると思います。そんな場合は、お早めに市役所税務課徴収係又は保健環境課国保医療係へご相談ください。

保険税の徴収猶予などの制度もあります。担当者がお話をうかがい、いつしょに解決方法を考えさせていただきます。



※ なお、保険証がお手元に届きましたら、世帯主の氏名・生年月日・住所・加入者の氏名・生年月日など、記載事項の確認をお願いします。

国民皆保険

わが国は国民皆保険になっており、職場等の医療保険に入っていない人は、すべて国民健康保険に加入することになっています。勤務先の保険に入っている人や生活保護を受けている人以外は、すべて国保に入り、保険税を納めるよう定められています。

国保では、家族一人ひとりがみんな被保険者ですが、加入の届け出は世帯ごとに、世帯主が保険税を納めることになります。加入手続きをした時点からというのではありません。脱退した場合は、脱退した月の前月分までの納入となります。

表のような時には、必ず届け出をお願いします。

納付書は、世帯主あてに送付さ

れます。世帯単位で加入し、世帯

の窓口にあります。

届け出が遅れると

保険税は、加入者が国保加入の資格を得た月の分から納めなければなりません。もし、届け出が遅れると、加入の資格を得た月まで

さかのぼって保険税を納めることになります。加入手続きをした時点からというのではありません。

脱退した場合は、脱退した月の前月分までの納入となります。

（納付方法）

税務課および市内指定金融機関等

ます。世帯単位で計算され、世帯

の窓口にあります。

一 世帯に一枚が原則

国保に加入すると、みなさんのお手元に保険証が交付されます。保険証の交付は「一世帯に一枚が原則となっていますので、一世帯に何人被保険者がいても、原則として保険証は一枚しか交付されません。

国保の手続き

※世帯主は、下記に該当した場合は必ず14日以内に届け出してください。

届け出をしなければならない場合		持参するもの
国保に加入する場合	国保を脱退する場合	その他
他の市町村から転入したとき	職場等の健康保険をやめたとき	印かん、一部転入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
単位で計算され、世帯主が納付義務となるからです。世帯主が他の健康保険に加入しているときでも変わりません。	生活保護法の適用をうけなくなったとき	印かん、職場の健保をやめた証明書、退職被保険者の該当者は年金証書（交付を受けた時）、一部加入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
（口座振替のご利用を）	子供が生まれたとき	印かん、母子健康手帳、被保険者証
（窓口にあります。）	他の市町村へ転出するとき	印かん、被保険者証
（窓口にあります。）	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と健保の被保険者証扶養認定年月日の証明書
（窓口にあります。）	生活保護法の適用をうけたとき	印かん、被保険者証 保護決定通知書
（窓口にあります。）	死亡したとき	印かん、被保険者証、死亡診断書
（窓口にあります。）	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、被保険者証
（窓口にあります。）	高額療養費の支給をうけるとき	印かん、被保険者証、領収書
（窓口にあります。）	他人の行為によって起きた事故のとき	印かん、被保険者証、事故証明書
（窓口にあります。）	修学のため、子供が他の市町村に住むとき	印かん、被保険者証、在学証明書
（窓口にあります。）	長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	印かん、被保険者証